

実質的支配者情報一覧の写しの取扱いについて（1）

商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則^{※1}（令和3年法務省告示第187号。以下「実質的支配者情報一覧規則」という。）の施行に伴い、令和4年1月31日より、株式会社（特例有限会社を含む。以下同じ。）からの申出により、商業登記所の登記官が、当該株式会社が作成した実質的支配者情報一覧（実質的支配者情報一覧規則第4条第1項第1号に規定する実質的支配者情報一覧をいう。以下同じ。）について、所定の添付書面により内容を確認し、その保管及び登記官の認証文付きの写し（見本は3ページのとおり。以下「実質的支配者情報一覧の写し」という。）の交付をする制度^{※2}が開始されています。

※1 商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則は、以下の法務省のホームページに掲載されています。
(<https://www.moj.go.jp/content/001359518.pdf>)

※2 実質的支配者リスト制度の創設については、以下の法務省のホームページに掲載されています。
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html)

実質的支配者情報一覧の写しについて、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成17年総務省令第167号。以下「携帯電話不正利用防止法施行規則」という。）における取扱いは下記のとおりとなりますので、適切な取扱いのほどよろしくお願いいたします。

実質的支配者情報一覧の写しについては、「（商号）」及び「（本店）」欄の記載があることをもって、携帯電話不正利用防止法施行規則第5条第1項第2号に規定する「当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載がある」との要件を満たすものと解されます。

したがって、実質的支配者情報一覧の写しについては、特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限り、申出会社（実質的支配者情報一覧規則第2条第1号に規定する申出会社をいう。）の本人確認書類に該当します。

実質的支配者情報一覧の写しの取扱いについて（2）

実質的支配者リストの写し (みほん (1 / 2))

実質的支配者情報番号：●●●●-●●●●-●●●●●●●●

(日本産業規格 A 列 4 番)

実質的支配者情報一覧

(番号) 第一電気機器株式会社 (会社法人等番号) 000
(本店) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号
(作成年月日) 令和4年10月1日 (作成者(代表者)) 法務 太郎
以下の情報は、令和4年10月1日現在の実質的支配者情報である。

実質的支配者の転出事由(③又は②のいずれかの定義の口内に「印」を付してください。)(※1)

□ ① 会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかでない場合を除く。); 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「規則」)

実質的支配者リストの写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

1番	住所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番5号	国籍等	(任意) その他 (※4)	議決権割合	30%	(間接保有) 〇 (※5) ※5の欄には間接に支配権を行使する事業
氏名 (※4)	フリガナ	ホナム タロウ	生年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	実質的支配者 既出の併付書類	申出会社の株主名簿の家計	
	氏名	法務 太郎	実質的支配者の 本人認印の書留	選免許証の家計			
2番	住所	東京都杉並区和泉一丁目1番1号	国籍等	(任意) その他 (※4)	議決権割合	26%	(間接保有) 〇 (※5) ※5の欄には間接に支配権を行使する事業
	フリガナ	オウノ ハナコ	生年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	実質的支配者 既出の併付書類	申出会社の株主名簿の家計	
氏名 (※4)	氏名	乙野 花子	実質的支配者の 本人認印の書留	なし			
3番	住所	東京都豊島区高島四丁目3番1号	国籍等	(任意) その他 (※4)	議決権割合	26%	(間接保有) 〇 (※5) ※5の欄には間接に支配権を行使する事業
	フリガナ	ヘイノ サブロー	生年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	実質的支配者 既出の併付書類	申出会社の株主名簿の家計, C社の株主名簿の家計	
氏名 (※4)	氏名	丙野 三郎	実質的支配者の 本人認印の書留	なし			

※1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う(収法施行規則第11条第3項)。
① 当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権総数の50%を超える割合
② 当該自然人の支配法人(当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する他の法人を支配する)が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権総数の25%を超える割合
③ 当該自然人の「住所」氏名」欄に「印」を付するもの(「住所」氏名」欄に「印」を付するもの)

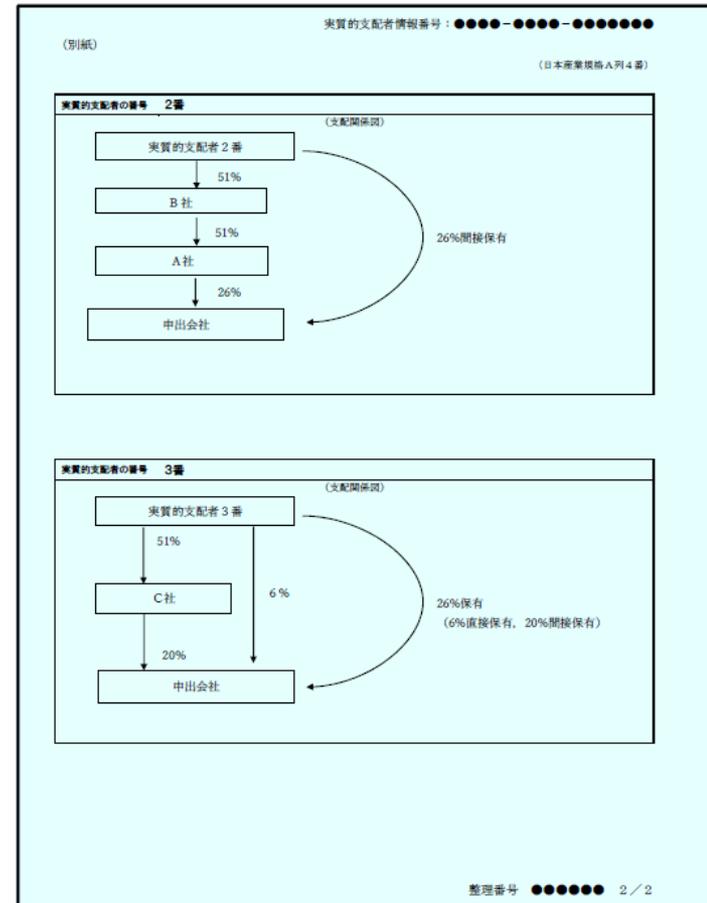
以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

令和●●●●年●●●●月●●●●日
●●●●法務局
登記官 ○ ○ ○ ○ 印

(注) これは、会社において作成した実質的支配者情報一覧について、登記官が各併付書類記載の書面と整合することを確認して保管を行ったものの写しであり、記載されている内容が事実であることを証明するものではない。

整理番号 ●●●●●●●● 1 / 2

実質的支配者リストの写し (みほん (2 / 2))



○本件問合せ先
【総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課】
03-5253-5487